

音更町老朽危険空家等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、音更町空家等対策計画に基づき町民の安全で安心な住環境を確保するため、町内にある老朽危険空家等の除却を行う者に対して、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することについて、音更町補助金等交付規則（平成18年音更町規則第12号。以下「規則」という。）第27条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等で、最近1年間以上使用していないものをいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等で、町が認定したものをいう。
- (3) 解体事業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業の登録を受けた者をいう。ただし、その役員等（個人にあってはその者、法人等にあっては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有すると認められる者を含む。）のうちに音更町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年音更町条例第1号）第2条第2号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者のある者又は同条第3号の暴力団関係事業者である者を除く。

(補助対象空家等)

第3条 補助の対象となる空家等（以下「老朽危険空家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内にあって次のいずれかの区域に存する空家等であるもの。ただし、町長が特に認める場合については、この限りでない。
 - ア 市街化区域
 - イ 市街化調整区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第1号に基づく指定を受けた区域
 - ウ その他住宅が連たんしていると町長が認める区域
- (2) 用途が専用住宅又は併用住宅（延床面積の2分の1以上が居住用のものに限る。）であるもの
- (3) 特定空家等又は住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項の基準により測定した住宅の不良度の評点が100点以上であるもの
- (4) 空家等に所有権以外の権利が設定されていないもの

(5) 空家等の所有権を有する者が複数存在する場合は、当該空家等の除却について全員の同意を得ているもの

2 前項の規定にかかわらず、空家等を故意に破損させた形跡があると認められたときは対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 老朽危険空家等の所有権を有する者（以下「所有者」という。）であること。

(2) 本人及びその者が属する世帯全員が、現に居住している市町村（特別区を含む。以下同じ。）における市町村税（国民健康保険税を除く。）及び音更町の固定資産税を滞納していないこと。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

(3) 本人及びその者が属する世帯全員が、暴力団員でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、老朽危険空家等を除却することにより、特定空家等にある状況を解消し、又は除却後の敷地を不動産流通させることができるもので次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象者又はその1親等以内の親族が、除却後1年以内に、当該敷地に建築物を建築し、又は当該敷地を収益を得て賃貸する目的で行う除却でないもの

(2) 解体事業者等に請け負わせるもの

(3) 公共工事に伴う物件移転補償等を受けて行うものでないもの

(老朽危険空家等の判定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、申請者が所有者である空家等が老朽危険空家等に該当するか否かについて、事前調査申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に申請し、判定を受けなければならない。

(1) 第3条第1項各号（第3号を除く。）に該当することがわかる書類

(2) 当該空家等の平面図及び現況写真

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、現地調査を行い当該空家等が老朽危険空家等に該当するか否かを判定し、事前調査結果通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請)

第7条 前条第2項の規定により老朽危険空家等に該当する旨の判定を受けた者は、規則第6条第2項の規定により補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に補助金の交付を申請するものとする。ただし、町の公簿等により必要事項を確認できる書類については、添付を省略することができる。

(1) 住民票（世帯全員分）の写し

(2) 町税納入状況等調査同意書（別記第3号様式）

(3) 現に居住している市町村の納税証明書

(4) 補助事業に係る見積書の写し

- (5) 暴力団員でないことの誓約書
- (6) 第5条第1号に該当する事業である旨の誓約書
- (7) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助事業に係る経費（廃棄物処理料その他必要な費用を含む。）に5分の4を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、50万円を上限とする。

(交付決定等)

第9条 町長は、第7条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは規則第7条第3項に規定する補助金交付決定通知書により、補助金を交付しないことを決定したときはその旨を理由を付して、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(事業の着手)

第10条 交付決定者は、前条第1項の規定による補助金交付決定の通知を受けた後に補助事業に着手しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第15条第1項の規定により補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業完了後の写真
- (2) 閉鎖の登記事項証明書の写し（未登記家屋の場合は解体事業者等による証明書）
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の規定による報告は、第9条第1項の規定による補助金交付決定のあった年度の3月15日までにしなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業の完了が見込めないとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、施行前の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、施行後の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。